

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

産業廃棄物最終処分場に関する状況について（その1）

平成に入って以降「3R」「再資源化」の流れが加速し、産業廃棄物の埋立処分量は、大きく減少しています。入手できた資料で比較してみると、1997年（平成9年）の産業廃棄物最終処分量は年間6,700万トンであったものが、直近2021年には、930万トンとなっており、この25年間だけ見ても、1/7まで減少していることが判ります。この状況は、国の施策として再資源化に誘導しているということではありますが、現実的には最終処分場の設置が困難化する中で、処分料金が上昇し、排出者の選択として中間処分に流れたことが原因と考えられます。

多くの排出者・中間処分業者は全量再資源化を目指しているのですが、実際には埋立処分量をゼロにすることは至難の業です。また、技術的には再資源化の方策は存在しても、その処理費用が高額になる場合には、埋立処分も現実的な選択肢となります。

このように現代では貴重な存在となりつつある最終処分場について、前半では設置数や残存容量について、後半では最終処分場に係る規制強化の変遷について書いてみたいと思います。

まず環境省が公表している行政組織調査報告書を基に、産業廃棄物最終処分場の設置者別許可件数を調べてみました。（県内設置数は、内数）

R04.4.1 現在		排出事業者	処理業者	公共	計
全 国	遮断型処分場	8	14	0	22
	安定型処分場	104	796	31	931
	管理型処分場	173	359	83	615
	計	285	1,169	114	1,568
注： 県別・設置者別 許可施設数は 公表されていない	静岡県	安定型処分場		36	
		管理型処分場		9	
	静岡市	安定型処分場		0	
		管理型処分場		2	
	浜松市	安定型処分場		6	
		管理型処分場		7	
静岡県内計					60

(注) 文末資料参照

遮断型処分場：有害廃棄物等をコンクリートプール状の場所に埋立てる施設

安定型処分場：雨水が浸透しても水質悪化しないガラスくずやがれき等を埋立てる施設

管理型：廃棄物に接して汚染された雨水を集め、浄化する廃水処理機能を有する施設

この結果からわかることは、最終処分場は、全国に1,600施設しかないことです。しかも、この数字は、既に許可容量に達して埋立残存容量ゼロの処分場も含まれていますので、実質的には、おそらく1,000施設程度が稼働しているに過ぎないものと考えます。また、設置者別に見た場合、安定型処分場は圧倒的に許可業者の割合が高く、管理型処分場では排出事業者（自ら処分）や公共の割合が安定型に比べて高いことが特徴です。公共が設置する管理型最終処分場の多くは、水道事業者が設置する上水道汚泥の処分場と推測されます。

静岡県内では、合計60施設が存在しますが管理型処分場は18施設に過ぎず残りは安定型最終処分場となります。また、両政令市間の差が顕著で、静岡市において、施設数が少ないことが特筆されます。両市ともに広大な市域を有し、処分場計画に適する谷間は多数存在するのですが、このような場所は下流に水道取水施設がある等の理由で、処分場には適さないことが多く、立地計画が大きく制約されます。こうした中山間地を除く土地の比較では、静岡市の方が高度に土地利用されていますので、必然的に処分場設置場所が限定される状況となり、このような差が生じる要因になっているものと考えます。

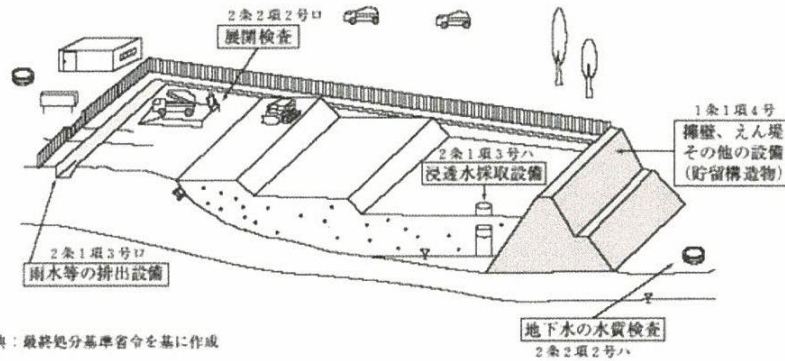
今回は、施設数から見た産業廃棄物最終処分場の状況をお伝えしましたが、次回には最終処分場のキャパシティ＝残存容量について書いてみたいと思います。

(参考) 産業廃棄物最終処分場の類型

類 型	埋立対象廃棄物	処分場の主な構造
安定型産廃	廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、 金属くず、がれき類、ゴムくず	囲い、立て札、観測井戸 (※) 浸透水採取設備、展開検査場 等
管理型産廃 (一般廃棄物も同様)	燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、鉋さ い、ばいじん 等	安定型処分場の (※) 構造のほか、 遮水工、保有水等集水設備、調整 池、浸出液処理設備 等
遮断型産廃	有害な産業廃棄物	安定型処分場の (※) 構造のほか、 外周仕切設備、内部仕切設備 等

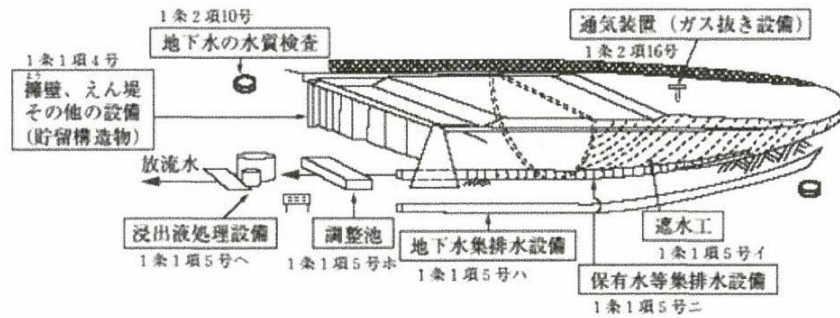
<イメージ図>

安定型最終処分場



出典：最終処分基準省令を基に作成

管理型最終処分場
(一般廃棄物最終処分場)



出典：最終処分基準省令を基に作成

遮断型最終処分場

